

調布市社会教育計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果(案)

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和4年11月21日（月）～令和4年12月20日（火）
- (2) 周知方法 令和4年11月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 教育会館1階社会教育課、公文書資料室、各図書館・各公民館・各地域福祉センター、みんなの広場（たづくり11階）、市民活動支援センター（市民プラザあくろす2階）
- (4) 意見の提出方法 氏名、住所、御意見を記入し、直接又は郵送、FAX、Eメールで教育会館1階社会教育課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数：38件(7人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	5件
第1章「調布市社会教育計画の概要」に対する意見	3件
第2章「計画の基本となる目標と施策」に対する意見	23件
第3章「社会教育計画の推進にあたって」に対する意見	0件
資料に対する意見	4件
次期調布市社会教育計画策定に向けたアンケートに対する意見	1件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	前文ページ 全面での全文字の修正をお願いします。 障害➡障がい ○前社会教育計画の中で障がい者当事者と主に学んだ事柄です。障害者の記載字であるが、障害は害でないということを、社会教育計画を策定する中で学んだことです。またグレーゾーン(外見では障がいがあるとは認識できない場合)なども学び認識した。(前計画P13) 現計画の策定した時も伝え、修正のお願いした事柄ですが……。次期計画で修正しますとの返答。	調布市では、障害の表記について、法律と合わせ漢字の「障害」を使用しています。理由としましては、「障がい」を使用すると、法律用語の「障害」と併用して表記された場合に、資料の読みづらさやわかりづらさがあるためです。また、ひらがなを使用することで差別意識がなくなるということではなく、市としても表記方法により差別意識を持って使用することはないことから漢字を使用しています。
全般	2	● 同じ締切日（12月20日）でいくつも意見募集をしないこと。年末の忙しい時に同時に読んで調査して意見を作成することはきつい。1月4日の締切りならまだ許容できる。次回から考慮されたい。	本計画は調布市教育プラン等、調布市教育委員会における各種計画と整合を図りながら社会教育施策を推進する観点から、計画期間及び策定のスケジュールについては、それらの計画とあわせています。頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
全般	3	● 社会教育の場である公民館の自由で適正な利用を保障すること 具体例を挙げると、多分調布市都市整備部外環担当が予約したと思われるが、2022年12月9日18時から調布市東部公民館学習室において、外環道の陥没事故に伴う地盤補修計画に関する「意見交換の場」が外環事業者（国土交通省、NEXCO東日本、NEXCO中日本）の主催、調布市の協力で開かれた。 その意見交換の場には、案内チラシを持参した関係住民しか入れないという不必要な制限があり、それ以外の人の学習室への入室を拒むことはさておき、公民館に入ること自体を外環国道事務所副所長などが外階段下で立ちふさがって拒んだ。 抗議してやめさせたが、このような違法、不当、傍若無人な行動は、調布市社会教育の目的に反するものである。 市民の自由な社会教育の場である公民館を市民が自由に適正に利用することを保障すること。	公民館は、社会教育施設として地域住民の皆様の学習の場、集会の場としてご利用いただいております。ご利用にあたっては、利用時間や定員、コロナ感染防止対策など一定の基準やルールをお守りいただいたうえでご利用いただいている。ご意見いただきました公民館学習室の入室につきましては、学習室の利用者がこれら一定の基準やルールをお守りいただいたうえで、学習室入室者の選定を行うことを公民館としては拒むものではありません。しかしながら、公民館は地域に開かれた施設であり公民館入館すること自体を利用者が制限することはできませんので、この様な行為が見受けられた場合には、厳正に対処させていただきます。
全般	4	現在の「調布市社会教育計画」は10年間でどの程度計画の達成ができたのでしょうか。その事には何も触れられていないが、それがわからない事には次の計画は立てられないのではないだろうか。継続するもの、中止するもの、形を変えたり変化させて行うもの、新しく行うものをどうやって決めるのだろうか不思議である。	調布市社会教育計画は、計画の推進のための進行管理・評価については、調布市教育プランの点検評価の中で行っています。 また、現行の調布市社会教育計画に係る取組実績及び成果として、平成25年度から令和3年度までの取組実績を調布市社会教育計画策定ワーキンググループ会議で確認し、市公式ホームページでも公表しております。
全般	5	市民が作っていくまちづくりの市民参画を、上目線のやり方では何も変わらないと思います。若者が今の政治に何を言っても変わらないから～と失望しているのもうなずけます。それを変えていくことが出来るのは社会教育だと思うので、その視点から社会教育計画を作って下さい。	市は、市政経営の基本的な考え方の一つに参加と協働のまちづくりを据えています。また、平成16年11月に市民参加と協働に関する基本的なルールとして「調布市市民参加プログラム」を定め、平成22年3月には、職員向けの手引きとして「市民参加手続ガイドライン」、「協働推進ガイドブック」を作成し、市民参加と協働に関する理解を深めながら、その一層の推進に取り組んできました。さらに、「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」を施行し、平成25年度に参加と協働を市における自治の基本理念として、市民により開かれた市政を推進し、市政運営における公正性の確保・透明性の向上を図りながら、参加と協働のまちづくりをより一層推進しています。 調布市社会教育計画の策定においても、同様の考え方に基づき、検討を進めております。

第1章 調布市社会教育計画の概要

案	No	御意見等の概要	市の考え方
4ページ	6	2目的(3)～行政と市民が～→市民と行政が に変えて下さい。	調布市社会教育計画策定の目的については、調布市社会教育計画策定ワーキンググループ会議において、市民の意見を多く取り入れ、策定した現行計画を引き継ぐこととしております。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
6ページ	7	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育行政の役割とは何ですか。具体的に示して下さい。社会の変化に応じた課題の学習の取り組みが抜けています。 ・行政の開かれた市政、具体的な投げかけ、市民とどう共働していくのか、その方向性等わかりやすく提示して下さい。足元の直結した言葉で話して下さい。 	<p>社会教育行政については、調布市の社会教育が目指す将来像で表現しており、社会の変化に応じた学習の取組については、策定の視点にお示ししているほか、各事業の取組に反映しております。</p> <p>また、市民との協働については、市は、市政運営の基本的な考え方の一つに参加と協働のまちづくりを据えています。また、平成16年11月に市民参加と協働に関する基本的なルールとして「調布市市民参加プログラム」を定め、平成22年3月には、職員向けの手引きとして「市民参加手続ガイドライン」、「協働推進ガイドブック」を作成し、市民参加と協働に関する理解を深めながら、その一層の推進に取り組んできました。さらに、「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」を施行し、平成25年度に参加と協働を市における自治の基本理念として、市民により開かれた市政を推進し、市政運営における公正性の確保・透明性の向上を図りながら、参加と協働のまちづくりをより一層推進しています。</p>
9ページ	8	目標4 学び合いのネットワークを築く 誰もが利用しやすい環境を整えることは、とても重要です。開かれた場であってほしいと思います。	頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

第2章 計画の基本となる目標と施策

案	No	御意見等の概要	市の考え方
11ページ	9	1-1 地域での子育て支援 ○公民館家庭教育事業の実施、文章内に………学びの場や情報を提供することで文章の中に保育室を設け、親も子どもも学び合う保育付き講座の提供	保育付の講座や教室につきましては、公民館家庭教育事業に限らず、就学前の児童を持つ保護者を対象に企画した場合、実施日時など必要に応じ保育付で実施しております。就学前の児童を持つ保護者の学習参加を促進する観点で保育付事業を実施しており、今後も継続して参ります。
12ページ	10	子どもを地域で育てるでなく、子ども自身大人も子どもも住民みんなで交流し合い、学び合い、お互いを知り合える事業を成長しあいこどもを地域で育てるという視点、ここで 1-2 地域と学校の連携の推進 ○学校の視点、学校と連携し、さまざま地域の市民と触れ合いことで、子どもも大人も	調布市社会教育計画の目標、施策については、調布市社会教育計画策定ワーキンググループ会議において、市民の意見を多く取り入れ、策定した現行計画を引き継ぐこととしており、「目標1 子どもを地域で育てる」としております。 頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
12ページ	11	・基本となる施策 目標1子どもを地域で育てる 1-2 地域と学校の連携の推進 一この部分に学務課や指導室の事業が書かれているが、これは学校教育の事業であって、社会教育の事業ではないように思えるのになぜ書かれているのだろうか。	社会教育課や社会教育施設以外の教育委員会に属する課が所管する事業についても、地域との連携が必要な事業について社会教育の取組と言えるものがありますので、社会教育計画に記載しております。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
13ページ	12	<p>調布市の社会教育が目指す将来像 『学びが広がり、人がつながり、みんなの願いで作るまち』 「役割と課題」 「人づくり」「学び」の「機会と場づくり」</p> <p>～学校、家庭、地域、行政の協働を推進していく前提～ 「社会教育」の重要性。果たす「役割の明確化」。 学校教育と社会教育の協働。 コーディネーターの配置。 学校支援の視点。</p> <p>「学校に於ける教育活動は、人と人との関わりの連続です。」「子ども達にどういうことをして上げられるのか」</p> <p>●学校に関わり参加していくためには準備が欠かせない。 学校の一員として学びを。</p> <p>新しいタイプの学校運営 「学校教育」の視点 「学校教育」と「社会教育」の「協働」を目指して 教育行政の大きな柱は「社会教育」</p> <p>学校、家庭、地域、行政の協働を進めていく取り組み 教育プランと連携した展開 位置付け 「子どもを地域で育てる」。「多様な人々の社会参加を図る学び」「学びを通じたまちづくり」学びの「ネットワーク」を築く 「地域は学校の支援・連携」の課題 調布市立小中学校の教育活動などを補助又は支援する学校ボランティア及び協力員を確保するため、調布市学校ボランティア及び協力員を実施し、もって学校教育を推進することを目的とする。学校ボランティアは、必要な取り組みと捉えている。 (平成25年調布市教育委員会指導室)</p> <p>「社会教育と学校教育」組織を超えた取り組み 学習の機会と学びの「学校プラットホーム」『学校ボランティアネットワーク』</p> <p>取り組んだ活動 平成24年調布市指導室と協力で「調布市学校ボランティアネットワーク」を立ち上げる。 教育委員会の支援で立ち上げ、一年間研修会を開催したが担当者が転任で終了した。</p>	<p>今後は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を計画的に導入し、地域学校協働本部と一体的な取組を推進することにより、保護者や地域住民と学校が目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指します。地域学校協働本部におけるボランティア等の人材募集については、市HPや広報誌等を活用し、周知を図って参ります。頂いたご意見も踏まえ、地域人材の活用や学校・家庭・地域の連携により、持続可能な仕組みを構築し、学校教育活動の充実、活性化を図って参ります。</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
		<p>統括指導主事の構想から「学ぶ」 「学校に於ける教育活動は、人と人との関わりの連続です。 子ども達にどうすることをして上げられるのか」</p> <p>「顔の見えるネットワーク」の場、二部構成 「学校・教育委員会が期待する学校ボランティアをテーマに 学び・研修・情報・課題の共有・課題を解決していく」</p> <p>●生涯学習社会を目指した取り組み 「人づくり」「学び」の機会と場づくり</p> <p>取り組むべき課題 ◎「調布ボランティアネットワーク」の構築 教育委員会の協力・支援でNPO活動として自立していく。 【目的】 ◎学校ボランティアの発掘と育成、学校コーディネーターの育成 ◎教育に、学校支援に関心がある人材を学ぶ機会を作る。</p> <p>地域全体で学校教育を充実させ、学校を核とした 人づくり・地域づくり</p> <p>【取り組むべき課題】 行政情報は正確に地域に「伝える」。 「基本計画が市民に伝わらなければ意味がない」</p> <p>【取り組むべき課題】 ●「行政とボランティア、NPOとのパートナーシップ」行政による支援 ・行政がこれからのボランティア活動、NPO活動の発展の上で大きな役割を期待できる。</p> <p>【取り組むべき課題】 【基盤整備・環境の整備・中間支援の充実】 ・行政がこれらの活動の支援において果たすべき役割についても、共通した考え方や社会的な合意が必ずしもあるわけではない。 ●行政はボランティア活動、NPO活動に対しては基盤整備・環境整備や中間支援、接的な支援が必要になる。 ●地域社会は格差の進行している。分断した、「多様化している、将来は不透明さに不安」時代によって変化していく市民生活。市民が求めるニーズに対応していく。</p>	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
		<p>『保護される学校』から「参加する学校」へ 子供体の置かれた環境は、「常に見守られている環境」である。登下校の見守りの日常化している。学校全体が『保護される学校』として存在している。子ども達の日常は、様々な理由によって、管理され、束縛されている。 これからの学校は『保護される学校』から「参加する学校」への転換を図るべきである。</p> <p>「生きる力」の育成は今日の「学校の在りかた」を見直し、家庭・地域で取り組んでいく。 「校長の経営力」 校長の存在は大きい校長自身が学び」常に「問い合わせ」「常に行動する人として学校経営にあたる。学校を動かすのは校長、校長の経営力である。教育委員会や誰かが動かすのではない。</p>	
14ページ	13	<p>1-3 青少年の育成 ○調布市では、学校の放課後における安全・安心な遊ぶ場を確保するためにとあるが記載されていますが、事業欄にはその事業はなく、子ども生活部に移管されたのではないか?</p>	放課後遊び場対策事業については、子ども生活部が所管しておりますが、社会教育の要素があることから、事業としては記載せず、本文に記載をしております。
14ページ	14	<p>○調布市ハケ岳青少年自然の家の設置目的があるので、この項目にも記載をお願いしたい。 ・ハケ岳の裾野に広がる雄大な自然の中にあって、青少年たちが自然に親しむ中で集団宿泊生活を通じて情操や社会性を育む場として設置されている ・青少年交流館と同じに社会教育施設であり、社会教育課の事業と認識しています。 バスを借り、毎年(30年間) ジュニアーサブリーダー講習会で受講生の子どもたち、中高生、青年リーダーを連れて宿泊しています。2泊3日で活動をさせて頂き、子ども達の成長がみられる場です。学校では5年生でも活用しています。 青少年の育成にとって大切な場、大切な施設です。P25で整備として記載されていますが、この項目にも記載をお願いしたい。</p>	調布市ハケ岳少年自然の家は、青少年の利用と共に、一般に広く開放した社会教育施設であると認識しており、4-2社会教育関連施設の整備と活用への記載をしております。
14ページ	15	<p>社会教育計画はとても立派ですが、実運用や市民・団体との連携が弱いと思います。 とくに、私が実施しているボランティアでの子どもたちへの未成年喫煙防止教育については、どれだけボランティアでの実施を申し出ても、教育委員会をはじめ学校その他教育機関では、なかなか実施にむけて推進していただけないため、このような社会教育を実施したい人と、そのニーズを結び付ける施策を適切に実施してほしいです。</p> <p>＜喫煙防止教育の必要性＞ (1)法令等の要請 前回の教育プラン策定以降、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」および「調布市受動喫煙防止条例」が制定・施行され、いずれにも以下が明記されています。 1) 子どもの受動喫煙防止の取組み 2) 児童・生徒への喫煙・受動喫煙の有害性に関する教育の推進 特に2)については、足下の「調布市受動喫煙防止条例」第13条に定められ、市として義務付けられています。 調布市の条例で定められているにもかかわらず、調布市の社会教育では青少年の育成などその他観点で反映されていないです。</p>	市では、「調布市受動喫煙防止条例」を制定し、通学路における受動喫煙防止の配慮義務を制定したほか、学校、児童福祉施設等に隣接する路上を禁煙化するなどし、対象の路上に看板を設置し啓発に努めております。また、受動喫煙防止のチラシの全戸配布、喫煙・受動喫煙の悪影響に関する広報活動、喫煙マナーアップ・受動喫煙防止キャンペーンを実施するほか、禁煙相談、受動喫煙についての個別相談などに取り組んでおります。学校においても、「防煙教室」を実施し、子どもたちに啓発を行っております。 御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
		<p>(2) 喫煙・受動喫煙防止教育の必要性</p> <p>違法薬物・危険薬物に手を染めてしまう者の90%が、喫煙者であり、タバコは「ゲートウェイドラッグ」と呼ばれています。</p> <p>将来、薬物に手を出さないようにするために、タバコに手を出さないようにする、タバコにありふれた環境を改善し、子どもたちに教育・啓発をしていく必要があります。</p> <p>また、50%の喫煙者が18歳までに喫煙を開始しており、喫煙開始年齢が早ければ早いほど、依存が強くなり、タバコがやめにくくなります。</p> <p>未成年者の喫煙は、健康被害はもとより、常時イライラすることによる暴行など精神的な悪影響につながるほか、近年では喫煙者を雇わない企業が増えているなど、将来にも大きな影響が生じます。</p> <p>喫煙と貧困も相関関係があり、年収が低い貧困層ほど喫煙率が高くなっています。</p> <p>さらに、子どもの受動喫煙は、発達障害や食物アレルギーの原因となり、家庭内の受動喫煙は、児童虐待につながっていることが多いです。逆に言えば、児童虐待のある家庭の多くが親が喫煙者であり家庭内で受動喫煙があります。</p> <p>子どもの受動喫煙は、学習成績の低下やスポーツ成績の低下にもつながっているため、受動喫煙を防ぐ行動をとるよう、受動喫煙の有害性を啓発していくことが必要です。</p>	
14ページ	16	<p>1-3 青少年の育成</p> <p>青少年が自由に公民館を利用し、楽しく安心して学べる事業の実施だけでなく、オープンな場の提供を望みます。</p>	公民館では、オープンスペースや諸室を活用し青少年の学習の場を提供しております。スペースが限られる公民館においては、夏季の施設利用の閑散期に青少年の学習の場として、諸室を開放しております。令和4年度にはWi-Fiを新たに整備し更なる施設の充実を図っています。今後も青少年が自由に来館できる環境を整備して参ります。
15ページ	17	<p>・目標2 多様な人々の社会参加を図る学び 障害のない人や、外国にルーツのない人の視点で書かれている。どの人も皆同じ市民という視点からのものに変えてほしい。</p>	調布市社会教育計画の目標、施策については、調布市社会教育計画策定ワーキンググループ会議において、市民の意見を多く取り入れ、策定した現行計画を引き継ぐこととしております。目標2については、調布市社会教育計画策定ワーキンググループ会議でも障害の捉え方等について議論があり、素案の形となりました。 頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
16ページ	18	<p>2-1</p> <p>○公民館成人教育と実施、同じ文面であるが、国際理解講座多文化共生と同じ様に文面で明記して欲しい。</p> <p>地域で交流しながら共生できる社会実現に向けて、障がいのある人と健常者が共に学び合うことができる事業や障がいのある人を講師にした講座など様々な取り組みの提供</p> <p>西部公民館では、視覚障害の方を講師に事業をしている、また北部公民館で音楽室を借り発表などもしていた。</p>	公民館成人教育事業は、講座、講演会、教室、コンサート、学級など多様な実施形態で実施しており、障害者理解を促進するための事業も含め学習テーマが多岐に渡るため表記の事業概要にさせていただいております。ご意見いただきました障害のある方と健常者が共に学び合うことができる事業や障害のある方を講師にした講座など、公民館成人教育事業の中で具体的な事業を企画検討して参ります。また、西部公民館の青少年事業では、子ども体験教室において特別支援教室のお子さんも交えての講座を実施しています。今後も、地域で交流しながら共生できる社会の実現に向けて進めていきたいと考えます。 いただいた御意見を踏まえ、「公民館において、手話通訳付きの事業や障害理解に関する講座等を実施し、多様な人々の社会参加を図り地域における共生社会の実現に取り組んでいきます。」を追記します。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
18ページ	19	・市民が自分達の街をよくしていくため、意見を出しやすい環境作り、社会参加しやすいしくみ作り、オープンで唯でも（外国の方々を含め）学習できる敷居の低い場が必要です。	公民館は地域に開かれた施設として、地域住民の生涯学習や集会の拠点となるべく、地域住民からのご意見を講座や教室など公民館主催事業など公民館運営に反映させていきたいと考えております。現在、北部公民館では、外国にルーツのある市民と日本人が、お互いを理解し学び合う国際理解講座や成人学級を実施しています。また、地域団体等と協働で地域の課題や特性をテーマにした事業を実施するとともに、市民の自主的な企画運営による学習活動を支援しています。誰もが来館しやすい学習環境の充実にも取り組んで参りますのでご意見をお寄せください。
19ページ	20	3-2 地域ゆかりの歴史・文化を学習する活動の推進 ○公民館事業に関しても、暮らしている地域の魅力を知る、再認識することは大切な学びの場です この項目にも公民館事業として入れてほしい。現に実施しているので明記を。 調布の歴史、文化資源などを活用する講座や市民と共に地域の宝を見つけようなど、郷土博物館とも今、現在郷土博物館、図書館とも連携して事業をしている。 また小学校でも地域の再発見という授業がある、それを公民館の利用者等高齢者と一緒に再発見をするなどできたら面白い この欄にも公民館事業の実施という欄を設けてほしい。	公民館では、青少年教育、高齢者教育、家庭教育、成人教育、国際理解教育の5つの学習分野を主軸として主催事業を展開しており、この5つを社会教育計画の事業として位置付けております。これら事業の学習テーマでは、地域ゆかりの歴史や文化に関するものもあることから、今後も郷土博物館や図書館との連携を強化しながら地域ゆかりの歴史や文化の推進に取り組んで参ります。
22ページ	21	3-4 学習を通した市民参画の推進 ○さらなる教育計画を実施するあたり社会教育委員の会議に、公民館、図書館、博物館等を利用している市民や関連団体からの委員枠を設ける、構成メンバーの検討。(公民館運営審議会、公民館三館合同連絡会)をおねがいしたい。 また、社会教育委員会の会議と実施期間の社会教育施設公民館などと一緒に事業、交流、学び合う事業をつくれると楽しい。	「社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参考すべき基準を定める省令」において、社会教育委員の委嘱の基準等を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。」とあるように、条件が限られていることから、公募は行っておりません。 公民館運営審議会と社会教育委員の会議では、事務局が互いの会議を傍聴したい、それぞれの会議で報告をすることで情報共有を図っているところです。 次期調布市社会教育計画策定にあたっては、調布市社会教育委員で構成する調布市社会教育計画策定ワーキンググループ会議を設置し検討を重ねてまいりました。また、公民館3館の利用者懇談会及び図書館協議会に計画策定の御報告をするとともに意見聴取を行い、ワーキンググループ会議内では、公民館運営審議会関係者や社会教育施設職員の意見を聞く機会を設けたほか、市民アンケートを実施するなど、市民や施設の意見を計画策定に活かす取組を行って参りました。 同時に、関係各課管理職で情報交換をする情報共有ミーティングを月2回程度実施し、社会教育所管部署同士の意識共有を図ってきております。
22ページ	22	○二十歳のつどいの運営、 こここのところでなく、P14の青少年の事柄でしょうが、法律がかわり18歳から成人として選挙権、政治等参加、刑罰もかけられるようになった。ここでは「20歳のつどいの運営」としていますが18歳からの20歳の青年に対して、成人であること、政治、まちづくりに積極的に参加できるんだという何かアプロチできる事業をこの社会教育計画に盛り込むこと望みたい。成人ってなあにとか意見交換会、講演会なんでも、中学生に関して夢発表会の実施があるように。	二十歳のつどいについては、実行委員会方式をとり、当事者の意見を取り入れて運営しております。また、はたちの主張を実施することにより、当事者の意見の表明の場を提供しております。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
22ページ	23	○調布っ子発表会の実施とあるが、意見表明と発表会としているが、夢会議として討論会、市議会の子ども版などに戻してほしい。まちづくりに子ども視点での意見を聞きたい、それを活かしたまちづくり調布市の社会教育が目指す将来像のテーマ、みんなの願いでつくるまちにつながる事業になるのでは。	これまでの経緯としましては、平成10・11年度で開催した子ども議会は、市議会と同様の形式で開催しましたが、議会形式だと子どもたちの声がきちんと聞こえない、中学生の自由な意見表明の場が大切であるということで、平成12年度からは、子ども議会形式の反省を踏まえ、調布っ子夢会議として、討議形式で平成17年度まで実施して参りました。その後、平成18年度からディベート形式を取り入れて開催しておりましたが、中学生には、社会を明るくする運動において、意見表明の場もあることから、24年度以降は、意見表明の場の少ない小学生の意見発表としております。
24ページ	24	4-1 市民参画による社会教育施設の運営 ○公民館運営審議会の運営に関して、子どもを育てる世代の意見を公民館事業に反映するためにも積極的に委員を選出して欲しい。（PTA連合会等、欠員になっている） また、社会教育委員さんの公民館運営審議会との連携が大切です。社会教育委員の会意義から公民館運営審議会委員の選出をお願いしたい。	公民館運営審議会委員から寄せられた意見や要望は、講座、教室など公民館主催事業の企画や公民館の運営に反映しております。公民館運営審議会委員の選定にあたっては、ご意見いただきました子どもを育てる世代の意見や社会教育などを含め、幅広い見識をお持ちの委員を選出できるよう努めて参ります。 また、公民館運営審議会と社会教育委員の会議では、事務局が互いの会議を傍聴しあい、それぞれの会議で報告をすることで情報共有を図っているところです。
24, 25,26ページ	25	○郷土博物館機能の在り方や方向性の整理 下布田遺跡整備のコンセプトづくりに市民の意見を反映させるために市民ワークショップを実施したりした。その担い手づくりの手法で学芸員、職員と主に丁寧にどう博物館を盛り上げるかなど丁寧に進めてほしい。プロポーザル手法をすぐとるのではなく、市民アイデアを取り入れた調布の歴史を大切にした博物館を願う。映画のまち、ゲゲゲのまち、アニメ、調布飛行場などある調布なら調布ならではの博物館を、歴史をふりかえり整理し、みんなでつくりたいです。みんなで学び合い、それっていい社会教育の場ですね。郷土博物館は大切な資料がたくさん、捨てることなく保存をしたい。 運営管理にかんして、登録制度ということなので、今年からなったということ。指定管理、一般財団などの導入ありきでなく、どうあつたらどういう博物館にならいいのかの論議を検討委員にまかせるのではなく市民と主に進めてほしい。調布を愛している住民はたくさんいます。 ○今回の法改正に学芸さんの保証などが明記されていない。学芸さんなどの職員はなくてはならないのでそこも大切に論議してほしい。 ○データーベースの整備に関しての予算化（人材）をお願いしたい。	下布田遺跡の史跡整備に関しては、将来の史跡公園が多くの市民に親しまれるように、整備や活用について市民意見を伺うとともに、史跡公園の活用・運営の担い手づくりのために史跡整備市民ワークショップを開催しました。整備テーマ「みんなで育む、感じる、発見する縄文のふるさと」の実現に向けて、市民協働を推進して参ります。 その他の御意見の内容は、今後の郷土博物館機能の在り方や方向性を検討するうえで参考とさせていただきます。市民の視点を取り込んだ形での整理をしていくための検討体制の構築を目指します。 なお、収蔵資料データベースの整備については、「収蔵資料データベースの整備・公開」として「4-3 社会教育関連施設の資料のネットワーク化」に記載しております。 現在、実篤記念館の収蔵品データベースについては、約4万2千件が登録され、館内及びホームページ上で公開しています。武者小路実篤の作品・資料に限らず、ゆかりの画家・作家の作品・資料、実篤が愛蔵した古今東西の美術品、実篤が生きた時代、日本近代文学・美術に関する資料など幅広いコレクションを登録し、広く公開しております。今後、システム及び機器の老朽化に伴い、リニューアル作業の取組を進めて参ります。
24, 26ページ	26	4-2 社会教育関連施設の整備と活用、4-5社会教育関連施設の資料のナットワーク化 ○社会教育施設のみ記載されているのに、関連施設と記載されているのはなぜ、関連をつける必要がある	社会教育関連施設としては、学校開放において、学校施設を利用していおり、社会教育施設のみではないため、現在の表現としております。
24, 26ページ	27	4-2 社会教育関連施設の整備と活用、4-5社会教育関連施設の資料のナットワーク化 ○学校施設開放による市民のスポーツ・レクリエーション活動の支援としてここに入れるのであれば、 文章を「学校施設開放による市民のスポーツ・レクリエーション活用」 文面 …健康の増進を図る支援	事業内容を端的に表現するよう、現在の表記としております。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
24, 26ページ	28	4-2 社会教育関連施設の整備と活用、4-5社会教育関連施設の資料のナットワーク化 ○学校施設を利用し、市民の健康のスポーツ・レクリエーション活動を支援するために、全市内の学校開放運営委員会の長と学校副校長が出席する学校開放運営連絡会がある(地域運動会、プール開放等の活動をしている。がどこにもその事業が記されていない)。社会教育課より補助金が学校開放運営委員会におりている学校の整備の箇所にいれるのでなく、4-1に入れてもいいのではと思います。	市民のスポーツ・レクリエーション活動の支援に内包されるものとして事業内容を端的に表現するよう、現在の表記としております。
28ページ	29	P28 地域人材のネットワーク ○適切な職員の配置と計画的な職員の実施の項目を入れてください。 図書館司書及び学芸員、社会教育士を専門職として配置をお願いします。 社会教育とは、学校教育以外の教育です。教育委員会に属し、学校の職員先生が、研修が必要と同じように配置、研修が必要です。現在、専門的な知識がある専門職員として、各社会教育施設で採用しています。	調布市では、市民に信頼され、市民の視点で考える人材の育成に取り組んでいます。市の業務は多岐に渡っていることから、職員のスキル・経験など、複合的な要素を加味し、適材適所の配置となるよう配慮しているところです。今後も継続的な事業運営を図る視点も含め、適正な職員体制の構築に努めて参ります。 公民館では、講座、教室など公民館主催事業の企画・実施や公民館利用団体の活動を支援する専門員を各館2人配置しております。また、専門員を含め全職員が社会教育に関する知識の習得、資質の向上に向けてOJTなど様々な職員研修を実施しております。 図書館では、引き続き図書館司書の配置や、職務に必要な研修受講に努めてまいります。 郷土博物館では、博物館における専門職員として学芸員を配置しています。博物館の基本機能である博物館資料の収集、保管、調査研究、展示・普及に関する国や都教育委員会等が実施する専門研修の積極的受講を継続してまいります。また、令和5年4月1日施行の博物館法において、学芸員以外の職員もその資質の向上のために必要な研修の対象として追加されたことから、館全体で市民の郷土に関する教養、学術及び文化の発展に寄与できる人材の育成に努めてまいります。 実篤記念館では事業及び総務担当の正職員6名、事業担当の非常勤職員5名の全員が学芸員資格を持ち、事業の専門的な業務を担い、人材を確保しています。また、総務係の管理・運営を担当する職員も博物館施設として求められる内容を理解した上で、実篤記念館の運営に当たっております。研修は、文化庁、日本博物館協会、全国美術館会議などで開催する学芸員研修を定期的に受講し、人材育成、専門職員としてのスキルを高めるように努めております。
28ページ	30	P28 地域人材のネットワーク ○公民館は、社会教育の実践の場です。社会教育計画をすすめるには、職員の専門性が大切です。 公民館にとって職員は、地域を行政とつなぐ、地域団体と地域団体を繋ぐ大切な行政職員です。 また専門的知識住民の課題、地域の課題をみつけ、要求を実現させる講座を企画、実施し、住民が豊かな暮らしをおくため、住みやすいまちを築く手助けをしてくれています。 ・調布の公民館のパンフレットには、学ぶ、つなぐ、結びことと書かれています。 ・公民館職員とは、どんなことをすると検索すると 館長の管理・監督のもと様々な仕事に携わっていますが、公民館は教育活動を営む教育機関であるから、教育的視点や助言する能力が求めます。 社会教育活動の目的は単なる知識や技術の習得ではなく、事業という形をとりながら地域住民の組織化を図り、地域課題の解決をめざして、住民の要求に応えていくことです。このことに鑑みると、人と人とのコミュニケーションが不可欠であり、この営みを育むために学習支援者としての職員はより多くの経験と知識が求められます。職員は幅広い視野を得るために自己啓発に励み、「地域づくりのコーディネーター」として、各種地域団体や住民を結びつける役割を果たすことが大切です。	東部、西部、北部の各公民館全ての職員が社会教育に関する知識、技能の習得など自己研鑽に努め、地域住民の負託に応えられるよう、公民館における共同学習や相互学習が地域の活性化や連帯感の醸成につながるよう取り組んで参ります。また、地域住民の学習の成果が生活課題や地域課題の解決に生かされる事業展開に努めて参ります。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
28ページ	31	・社会教育施設の職員配置や研修について何も書かれていないが、社会教育にとって非常に重要な点なので明記してほしい。	4~5地域人材のネットワークづくりの本文に調布市の人材育成について記載しております。

資料編

案	No	御意見等の概要	市の考え方
31ページ	32	調布市における社会教育 生涯学習部門が市長部局に置かれ、社会教育と生涯教育が分かれていますが、本来、教育は行政から独立した位置にあるべきで、教育委員会の独立性から鑑みても、生涯教育も社会教育部門に統合（教育委員会管轄）されるべきだと思います。	1 調布市における社会教育に記載のとおり、調布市は社会教育と生涯学習という2つの考え方から、市民の自主的な学習活動を支援し、環境情勢に努めております。
34ページ	33	社会教育委員の選出は、公募制を原則とし、抽選なども取り入れることによって、多くの多様な市民の参画を実現して下さい。	「社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参考すべき基準を定める省令」において、社会教育委員の委嘱の基準等を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。」とあるように、条件が限られていることから、公募は行っていないところです。
34ページ	34	調布市社会教育委員および策定委員とした方が、だれが策定にかかわったのかがわかりやすいのでは。	今回は策定委員を選定せず、社会教育委員によるワーキンググループにより策定しております。
35~37ページ	35	P35~37の削除 ○調布市社会教育委員会での活動記録が記載されているが、社会教育計画で社会教育委員会報告集でないので社会教育委員会の中で実施したワーキンググループを設置し、議論したことだけで他の活動は記載しないでいいのではと思います。	1月17日の社会教育委員の会議で決定

次期調布市社会教育計画策定に向けたアンケート調査

案	No	御意見等の概要	市の考え方
40~55ページ	36	・資料にたアンケートに書いた事がのっていない。書いた事はきちんとのせてほしい。	事務局の作業の不手際ですので、御意見のとおり対応いたします。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。